

金沢住まいのススメ

住宅支援制度 (平成22年度版)

まちなかで住宅を 新築・購入・改修する場合

- まちなかで住宅を新築・購入する場合
まちなか住宅建築奨励金 1
- まちなかの空地・空家の情報が知りたい場合
金沢まちなか住宅再生バンク 3
- まちなかの空地を活用する場合
まちなか低未利用地活用促進費補助 4
まちなか空地活用促進奨励金 4
まちなか住宅団地整備費補助 4
- まちなかの空家を購入して内部改修する場合
まちなか空家定住促進対策補助金 5
- まちなかに共同住宅を建設する場合
まちなか共同住宅建設費補助 6
- まちなかでマンションを購入する場合
まちなかマンション購入奨励金 6
- まちなかで共同建替をする場合
まちなか住まい共同計画作成支援費 6
- まちなか区域図 7

郊外で住宅を新築・購入する場合

- いい街金沢住まいづくり奨励金 8

その他の住宅支援制度

- 【地元産材の活用】 12
木の家づくり奨励事業
いしかわの木が見える家づくり推進事業
- 【耐震化の促進】 12
既存建築物耐震改修工事費等補助
リフォーム融資(耐震改修工事)
- 【金沢町家等の保存・活用】 13
町家再生活用事業
伝統的建造物の耐震診断・設計補助
こまちなみ保存修景事業
- 【高齢者等に対する支援】 13
要介護高齢者等の生活自立のための住まいづくり助成
介護保険による住宅改修費の支給
高齢者向け返済特例制度を利用したバリアフリーリフォーム融資
- 【省エネルギー対策】 14
住宅用太陽光発電システム等設置費補助
木質バイオマスストーブ設置費補助
住宅用ガス高効率給湯器設置費補助
住宅用燃料電池コージェネレーションシステム設置費補助
生ごみ処理機器購入費補助
屋上等緑化助成制度
ガス設備資金貸付事業
- 【その他】 14
危険ブロック塀除却補助
既存建築物露出アスベスト分析調査費補助
まちなみの修景に関する補助
がけ地防災工事費等補助



まちなかで住宅を新築・購入する場合

まちなか区域で良好な住環境を整備し、定住を促進するため、住宅建築等に支援します。

まちなか住宅建築奨励金



内容

まちなか住宅建築奨励金交付対象区域（7ページ参照）において自己が居住する戸建て住宅を、住宅ローンにて、新築又は購入する場合に助成します。

●奨励金額 借入金の10% 限度額200万円（2世帯住宅の場合 限度額 300万円）
（土地の取得費を除く）

- ・駐車場等活用の場合 借入金の1.5%を上乗せ（限度額30万円）
- ・45歳未満の場合 借入金の2.5%を上乗せ（限度額50万円）
- ・多子世帯※の場合 借入金の1.0%を上乗せ（限度額20万円）

※18歳未満の子ども3人以上と同居する世帯

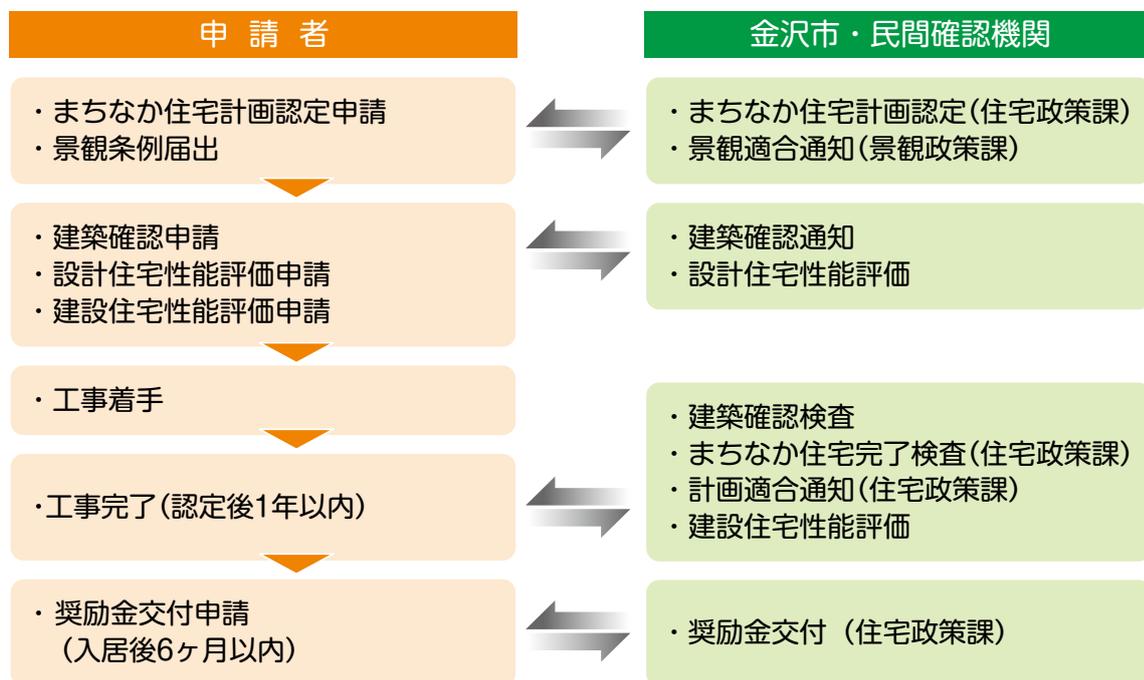
注) 共有の場合、限度額は持分に応じて按分した金額となります。

基準（条件）

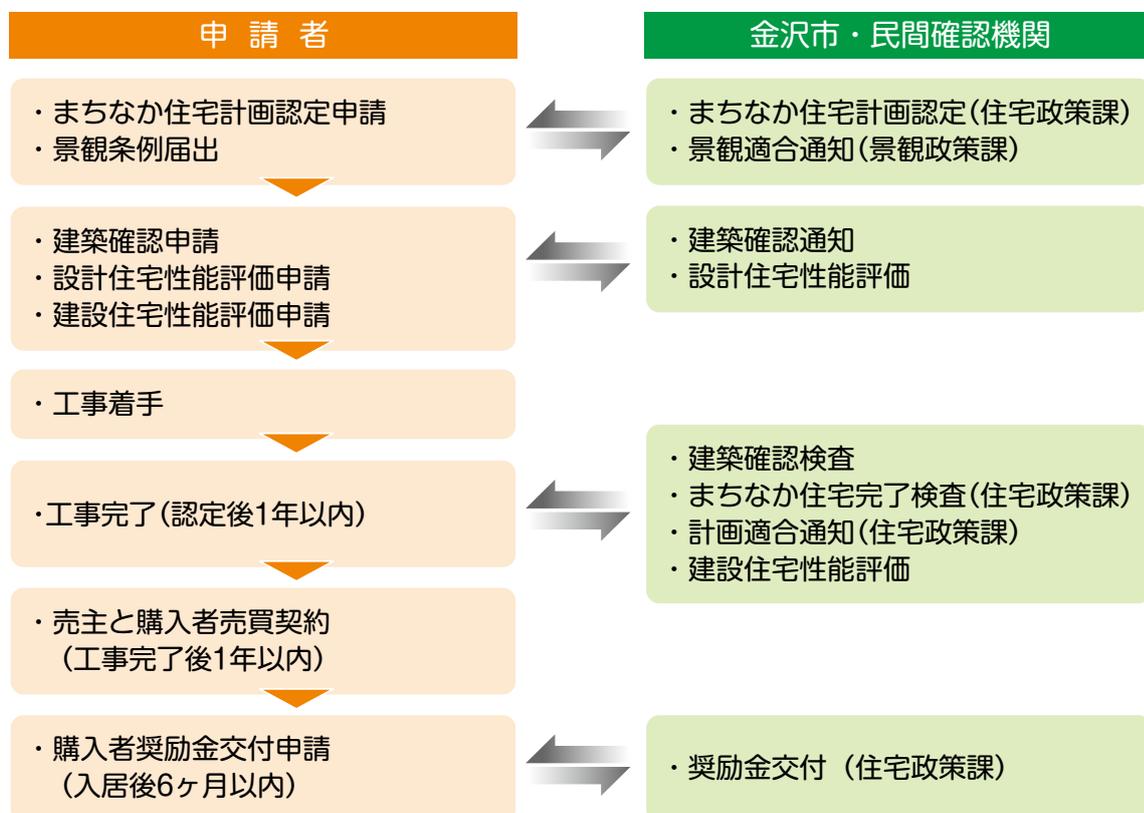
- ①自己居住用の新築、新築住宅の購入（返済期間が10年以上の借入金があること）
 - ②家屋の床面積が50㎡以上240㎡以下であること
 - ③床面積の2分の1以上が自己の居住用に使われること
 - ④黒色系の日本瓦を用い、軒の出のあるこぎ配屋根とすること
 - ⑤道路等に面する外壁は塗壁、板張り、塗壁風・板張り風のサイディングボード張りとし、落ち着いた色彩とすること
 - ⑥外壁および開口部には、できる限り伝統的な意匠、素材が用いられること
 - ⑦塗壁かつ畳敷きとした和室を設けること
 - ⑧敷地を緑化すること（緑被率30%以上）※8ページ参照
 - ⑨景観条例に基づく景観形成基準に適合していること
 - ⑩住宅の品質確保の促進等に関する法律による性能評価書の交付を受けること
 - ⑪住宅性能評価の評価項目のうち「高齢者等への配慮」は等級2とすること（2世帯住宅の場合は等級3）
 - ⑫建築確認申請書の提出前に、計画の認定を受けること
- 注) 購入する場合は、建売業者等が一連の手続きを既に経たものであること

近代的都市景観創出区域は対象地区から除きます。

まちなか住宅建築奨励金(新築住宅の場合)手続きについて



まちなか住宅建築奨励金(建売の場合)手続きについて

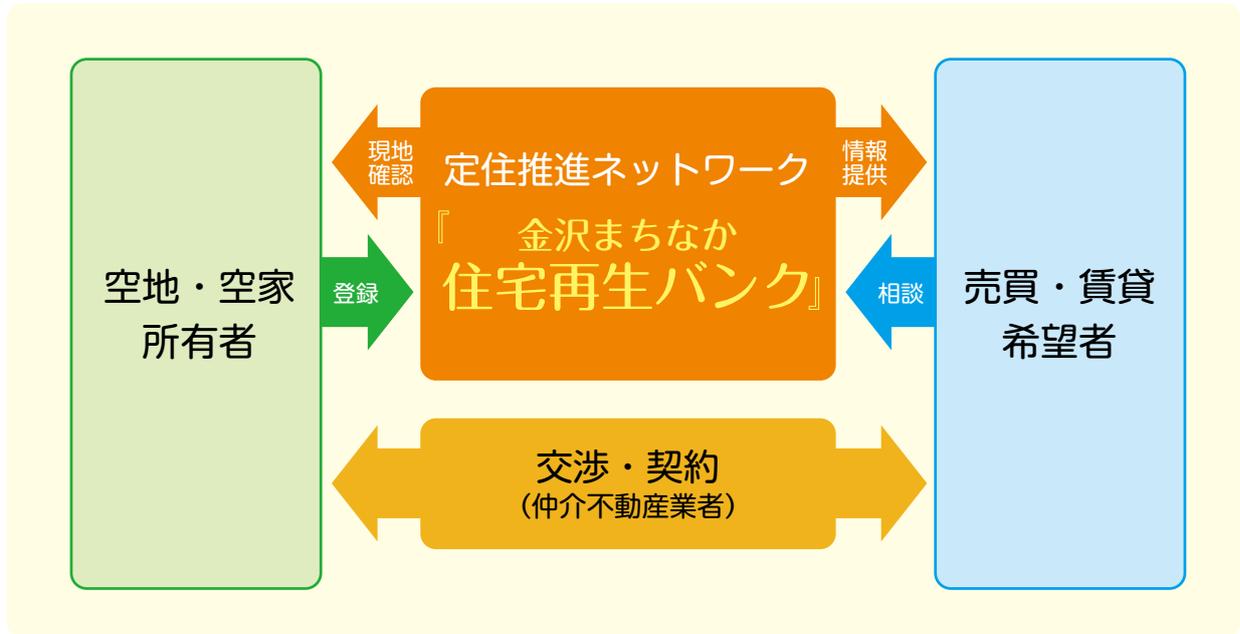


(注) 建築確認申請の前に、奨励金認定申請をし、認定通知を受けてください。

まちなかの空地・空家の情報が知りたい場合

まちなかの空地・空家の流通促進を図るための情報提供として『金沢まちなか住宅再生バンク』を創設します。(平成22年7月より)

金沢まちなか住宅再生バンクイメージ



金沢まちなか住宅再生バンク掲載対象物件

	① 空地	② 空家	③ 町家
対象区域	まちなか区域	まちなか区域	市内全域
対象物件	500㎡未満	昭和25年11月23日以降	昭和25年11月22日以前
対象行為	売買・賃貸	売買・賃貸	売買・賃貸
補助金制度 <small>【①と②はまちなか住宅再生バンクに、掲載されることが条件です】</small>	売買物件はまちなか空地活用促進奨励金	売買物件はまちなか空家定住促進対策補助金	町家再生活用事業

金沢まちなか住宅再生バンクはこちらから!!

ホームページ www.kanazawa-sumai.net

まちなかの空き地を活用する場合

まちなかにおける住宅地整備にかかる公共施設整備費等に対して助成することにより、良好な住宅地の供給を促進します。

まちなか低未利用地活用促進費補助

内容

狭い道路に接する500㎡未満の住宅地整備に補助します。

(対象区域) まちなか区域のうち、特別消防対策区域、地区計画区域、まちづくり協定区域、災害危険度判定調査による重点整備地区

(助成内容) ・道路用地費 補助率10/10
(隅切り部のみ)
・道路工事費 補助率10/10
・老朽建築物の除却費 補助率1/2

基準(条件)

- ①全区画にまちなか住宅建築奨励金の基準に適合した住宅を建築すること(補助金は全区画に住宅が建築された後に交付します)
- ②道路後退にかかる拡幅用地は市に寄付
- ③2区画以上整備するもので1区画の敷地面積は135㎡以上、但し1区画のみ100㎡を下限に135㎡未満とすることができる
- ④歴史的価値がある建築物の除却を含む計画は対象外

まちなか空地活用促進奨励金 【平成22年7月より】

内容

まちなか低未利用地活用促進費補助事業に適用となった空地の売主に譲渡所得金額相当分の3%を助成します。
(限度額30万円)

基準(条件)

- ①まちなか低未利用地活用促進費補助事業に適用となった空地であること
- ②金沢まちなか住宅再生バンクに掲載した土地であること

★「まちなか低未利用地活用促進費補助」を活用された場合のみ、「まちなか空地活用促進奨励金」も対象となります。

まちなか住宅団地整備費補助



内容

面積が500㎡以上の良質な開発行為に補助します。

(助成内容) ・道路、公園等の整備費 補助率1/2
・道路、公園、緑地及び調整池の用地費相当額 補助率1/2
・老朽建築物の除却費 補助率1/2
(公共減歩率が30%以上の場合、各補助率は2/3となります)

基準(条件)

- ①全区画にまちなか住宅建築奨励金の基準に適合した住宅を建築すること(補助金は全区画に住宅が建築された後に交付します)
- ②敷地の緑化に努めること
- ③避難上有効な道路が設けられること

(注) いずれの制度も、工事着手前にあらかじめ認定申請をし、認定通知を受けてください。

まちなかの空家を購入して内部改修する場合

まちなか空家定住促進対策補助金 【平成22年7月より】

内容

昭和25年11月23日以降に建築された空家を購入し、自ら定住する方に対して内部改修工事費を助成します。

〔対象区域〕 まちなか区域

〔助成内容〕 補助率1/2（限度額50万円）

〔対象〕 専用住宅及び併用住宅（住宅面積が1/2以上）

基準（条件）

- ①金沢まちなか住宅再生バンクに掲載した空家であること
- ②売買契約後、自己所有とし居住すること
- ③昭和56年5月31日以前に建築された建物は、耐震診断、耐震設計、耐震改修を行うこと（金沢市既存建築物耐震改修工事費等補助制度が使えます）

（注）工事着手前に交付申請をしてください。

内部改修の事例

居間の改修



【改修前】



【改修後】

和室を洋室へ改修



【改修前】



【改修後】

水回りの改修



【改修前】



【改修後】

まちなかに共同住宅を建設する場合

まちなか共同住宅建設費補助



内容

景観に配慮したファミリー向けの賃貸共同住宅の新築及び住宅共同建替に補助します。

1戸あたり100万円（工事費の1/10以内）

- ・併設店舗 1㎡あたり1万円を加算
- ・駐車場等活用の場合
50㎡あたり10万円を加算（限度額100万円）

基準（条件）

- ①住戸面積が50㎡以上
- ②地域に応じた景観・高さ基準を満たしているもの
- ③敷地の緑化（緑被率15%以上）※8ページ参照
- ④同一敷地内に戸数分の駐車施設を設置すること
- ⑤住宅の品質確保の促進等に関する法律による性能評価書の交付を受けること
- ⑥住宅性能評価の評価項目のうち「高齢者等への配慮」は等級2とすること
- ⑦集合住宅コミュニティ条例に基づくあんしんコミュニティ集合住宅の認証をうけること（15戸以上の場合）

まちなかでマンションを購入する場合

まちなかマンション購入奨励金



内容

自己が居住する新築分譲マンションを、住宅ローンにて購入する場合に助成します。

●奨励金額 借入額の5% 限度額100万円
（土地の取得費を除く）

注)共有の場合、限度額は持分に応じて按分した金額となります。

対象：あらかじめ認定を受けた新築分譲マンション

基準（条件）

- （マンションについて）
- ①区分所有される長屋建て又は共同建てのマンション（分譲住宅）であって、1棟に2戸以上の住戸を有するもの
 - ②住戸面積が50㎡以上
 - ③地域に応じた景観・高さ基準を満たしているもの
 - ④敷地の緑化（緑被率15%以上）※8ページ参照
 - ⑤同一敷地内に戸数分の駐車施設を設置すること
 - ⑥住宅の品質確保の促進等に関する法律による性能評価書の交付を受けること
 - ⑦住宅性能評価の評価項目のうち「高齢者等への配慮」は等級2とすること
 - ⑧集合住宅コミュニティ条例に基づくあんしんコミュニティ集合住宅の認証をうけること（15戸以上の場合）
（借入金について）
自己居住用の新築マンションの購入（返済期間が10年以上の借入金があること）

まちなかで共同建替をする場合

まちなか住まい共同計画作成支援費

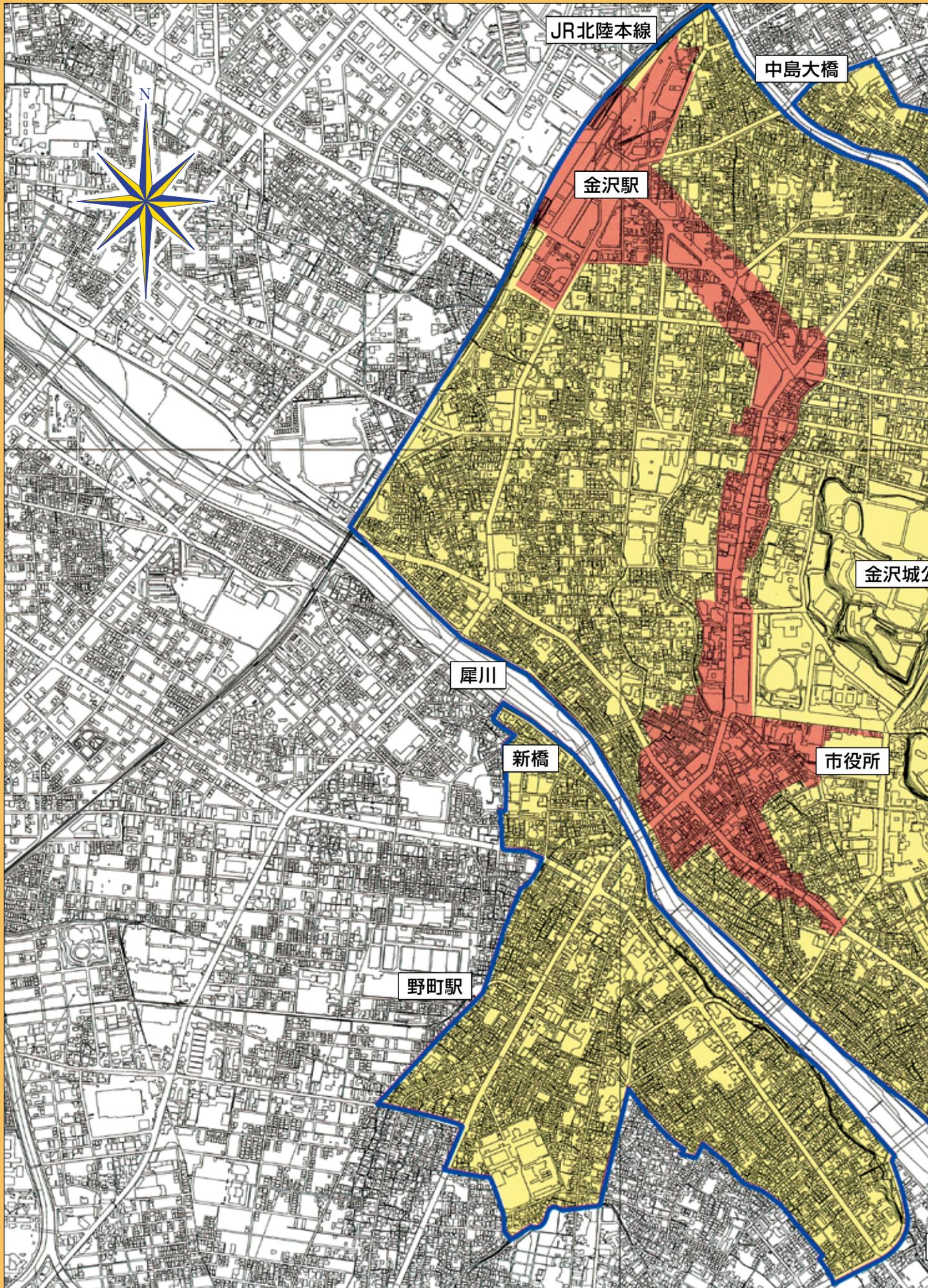
内容

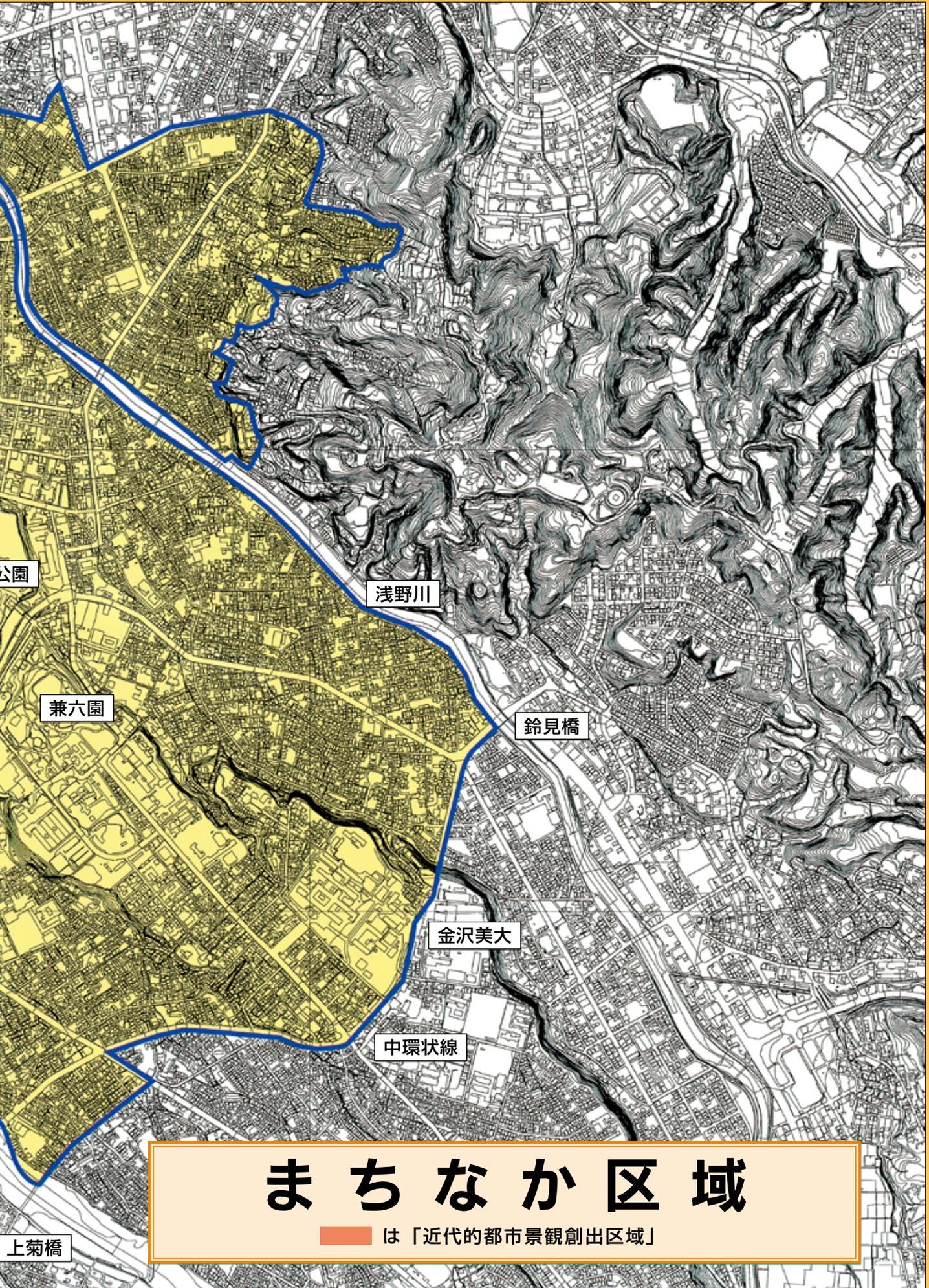
- 隣り合った宅地を合わせたの住宅共同建替や、コーポラティブハウスの建築計画に支援します。
- ①実施設計費の1/2（限度額100万円）を補助
 - ②計画アドバイザーの派遣

基準（条件）

共同して2以上の住宅を建築する計画の作成

（注）いずれの制度も、工事着手前にあらかじめ認定申請をし、認定通知を受けてください。





まちなか区域

は「近代的都市景観創出区域」

区域は、金沢市まちづくり支援情報システムにてご覧になることができます。
<http://www11.info-mapping.com/kanazawa-mss/>

郊外で住宅を新築・購入する場合

良好なまちづくりを実践している地区（地区計画等）において、地域の特性にふさわしい優良な住宅を新築し又は購入する若年者に対し、奨励金を交付することにより若い世代のゆとりある住宅取得を応援します。

いい街金沢住まいづくり奨励金



内容

対象区域において、自己が居住する戸建て住宅を、住宅ローンにて新築・購入する場合に助成します。

- 奨励金額 借入金の2.5% 限度額50万円(土地の取得費を除く)
・多子世帯※の場合 借入金の1.0%を上乗せ(限度額20万円)
- ※18歳未満の子ども3人以上と同居する世帯
- 注)共有の場合、限度額は持分に応じて按分した金額となります。
- 奨励金制度対象区域
・地区計画区域……………都市計画法(10、11ページ参照)
・建築協定区域……………建築基準法
・まちづくり協定区域……………まちづくり条例
・防災まちづくり協定区域……………防災まちづくり条例

※ただし、市街化調整区域・工業地域・商業地域・まちなか区域は除きます。

基準(条件)

- ①建築主の年齢が45歳未満であること(認定申請年度の4月1日現在)
- ②敷地面積が165㎡以上(地区計画等に定めのない場合)であること
- ③住宅部分の床面積が100㎡以上240㎡以下であること
- ④住宅の床面積の1/2以上が居住の用に供すること
- ⑤地区計画等の計画に適合したものであること
- ⑥住宅の品質確保の促進等に関する法律による性能評価書の交付を受けること
- ⑦敷地内の緑被率が30%以上であること※下記参照

緑地基準・緑地面積 ※

緑地		基準	緑地面積	樹種名(参考)
樹木	高木	樹高3m以上(将来成長して4m以上になる)のもの	25㎡/本	マツ・モッコク・サルスベリ ハナミズキ など
	中木	樹高1m以上3m未満のもの	15㎡/本	キンモクセイ・サザンカ・ツバキ ヒイラギ など
	低木	樹高1m未満のもの	1㎡/本	ツツジ類・アジサイ・コデマリ ユキヤナギ など
生垣		高さ1m以上かつ1m当たりの植栽本数が2本以上のもの	延長1m当たり 1㎡	ツゲ・ウバメガシ・ベニカナメモチ など

緑被率の算定例(敷地面積200㎡の場合)

●緑地面積

高木1本 1本 × 25 = 25 ㎡

中木2本 2本 × 15 = 30 ㎡

生垣6m 延長 6m = 6 ㎡

計 61 ㎡

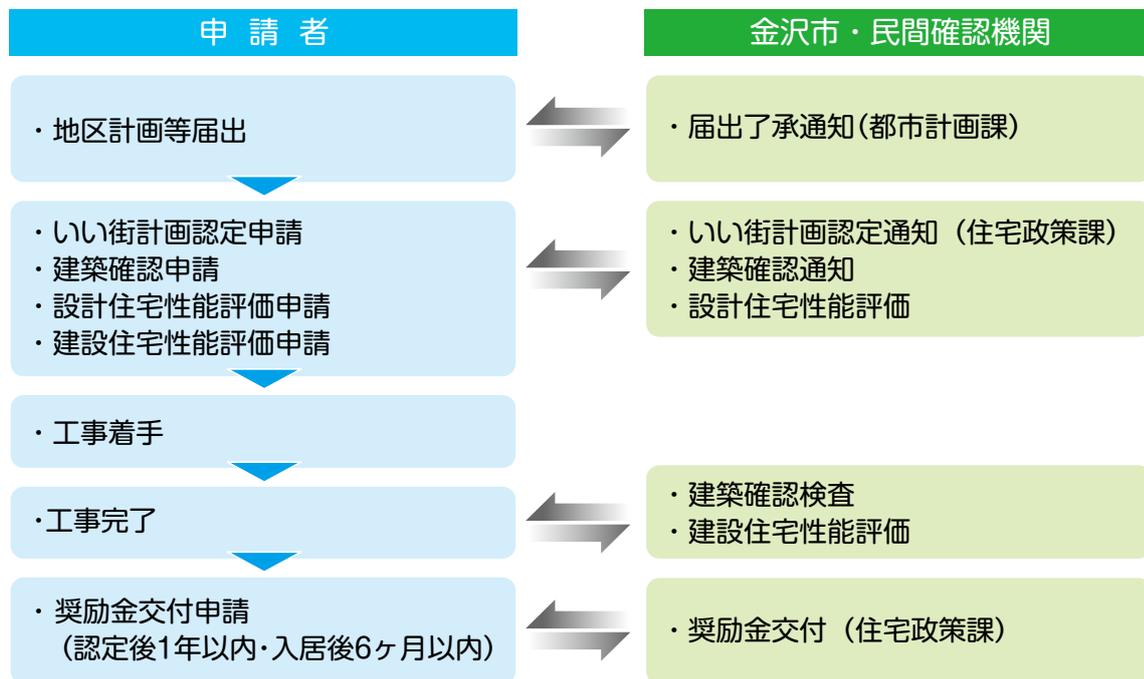
●緑被率

$$\text{緑被率} = \frac{\text{緑地面積}}{\text{敷地面積}} \times 100\%$$

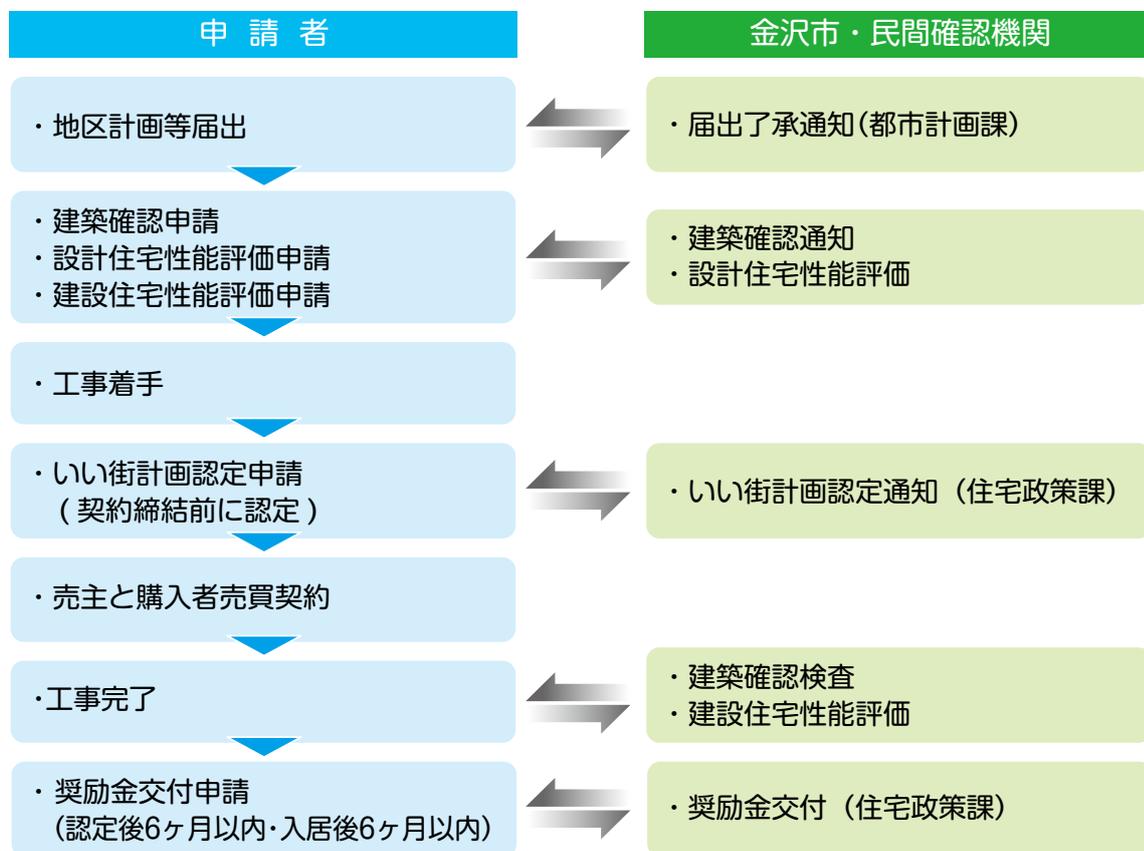
$$= \frac{61}{200} \times 100\%$$

$$= 30.5\%$$

いい街金沢住まいづくり奨励金(新築の場合)手続きについて



いい街金沢住まいづくり奨励金(建売の場合)手続きについて



(注) 工事着手前又は売買契約前に奨励金認定申請をし、認定通知を受けてください。

いい街金沢住まいづくり奨励金対象区域

平成22年4月現在

地区計画 (都市計画法に基づき定められた、まちづくりに関するルールです)

No.	地区名
1	金沢西部地区金沢駅港線
2	泉野町3丁目地区
3	若松・鈴見地区
4	金沢西部西地区
5	直江地区
6	瑞樹団地地区
7	上安原第一地区
8	上荒屋東部地区
9	金沢西部東地区
10	鞍月地区金沢駅港線
11	鞍月東地区
12	鞍月西地区
13	太陽が丘西部地区
14	安原中央地区
15	福久町東部地区
16	南森本・塚崎地区
17	田上第五地区
18	田上本町地区
19	金沢西部第二地区
20	八日市出町地区
21	横川3丁目地区

No.	地区名
22	松村第二地区
23	大桑第三地区
24	野田地区
25	三池高柳地区
26	中屋地区
27	三口第二地区
28	ウッドパーク玉鉾地区
29	アーバンガーデン泉本町地区
30	木曳野地区
31	戸板第二地区
32	笠舞2丁目地区
33	無量寺第二地区
34	塚崎南地区
35	東金沢イースト地区
36	ウッドパーク小立野地区
37	サンシャイン鳴和地区
38	太陽が丘東部地区
39	サンシャイン千木地区
40	ウッドパーク上荒屋地区
41	笠舞本町2丁目地区
42	パークサイド四十万地区

建築協定 (建築基準法に基づき定められた、敷地と建築に関するルールです)

No.	地区名
1	松村フレッシュタウン

まちづくり協定 (まちづくり条例に基づき定められた、建築や土地利用に関するルールです)

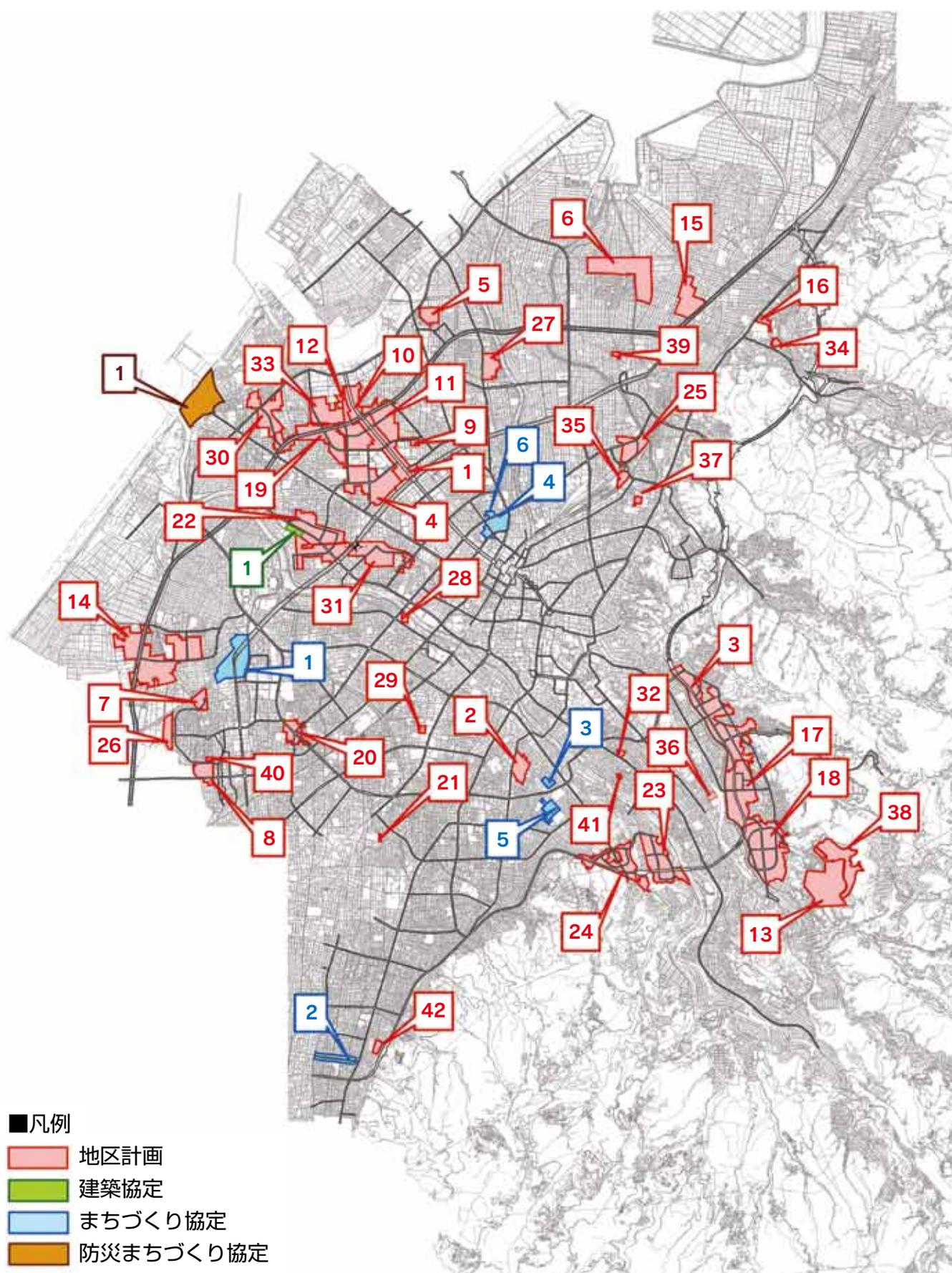
No.	地区名
1	神野町地区
2	四十万地区
3	泉野町1丁目泉工会地区
4	北安江地区
5	緑が丘地区
6	北安江下丁地区

防災まちづくり協定 (防災まちづくり条例に基づき定められた、防災計画に関するルールです)

No.	地区名
1	金石西地区

●上記、地区計画等の担当課

地区計画、まちづくり協定	都市計画課	TEL 076-220-2353
建築協定	建築指導課	TEL 076-220-2326
防災まちづくり協定	市街地再生課	TEL 076-220-2676



対象区域は、金沢市まちづくり支援情報システムにて、ご覧になることができます。
<http://www11.info-mapping.com/kanazawa-mss/>

その他の住宅支援制度

地元産材の活用

■木の家づくり奨励事業

森林再生課 220-2217

○金沢産材を使用した住宅の新築、増改築、購入に対し奨励金を交付します。

対象地区 ・市内全域

基準

・金沢産スギ柱
(10.5cm正角以上で長さ3m以上)を
50本以上使用する

補助金額 ・金沢産スギ柱1本当たり2,800円
・限度額25万円

■いしかわの木が見える家づくり推進事業 石川県：県央農林総合事務所 204-2103

○県内の森林から伐採された木材の利用を進めるため、県産材を目に見える形で活用した住宅に対し補助します。

対象地区 ・石川県内

基準

・県認定の推進事業者が建築した住宅
<県(森林管理課)HPで確認できます。>
・県産木材を5㎡以上使用した住宅
・床面積が70㎡以上の住宅
・申込期限は年5回(5、7、9、11、1月末)です。
・建築完了後、半年以内の住宅が対象です。

補助金額 ・新築(増改築含む)住戸1件当たり10万円
※助成件数に制限あり

耐震化の促進

■既存建築物耐震改修工事費等補助

建物安全対策室 220-2327

○既存建築物の耐震診断、耐震設計、耐震改修工事の費用に補助します。

対象 ・昭和56年5月31日以前に建築(着手)された次のもの
木造で軸組構法の住宅、非木造で住宅または建築物の耐震改修の促進に関する法律第6条第1項に掲げる用途の建築物

補助金額

	対象者	耐震診断	耐震設計	耐震改修工事
木造	低所得者世帯 ^{※1}	3/4 限度 12万円	3/4 限度 23万円	3/4 限度 150万円
	上記以外	2/3 限度 10万円	2/3 限度 20万円	2/3 限度 130万円
非木造	市内全域	1/3 限度 100万円	1/6 限度 50万円	7.6/100 限度 4.73万円/㎡ 免震工法 10万円/㎡
				(15.2/100 限度 4.73万円/㎡ 免震工法 10万円/㎡) ^{※2}

※1 高齢者、障害のある方

※2 国の補助制度との併用が認められた場合

■リフォーム融資(耐震改修工事) 住宅金融支援機構お客様コールセンター 0570-0860-35

○耐震性を高める工事(次のいずれかの工事)を含めたリフォームに融資します。

対象 ①「建築物の耐震改修の促進に関する法律」に定める計画の認定を受けた耐震改修計画に従って行う耐震改修工事
②機構が定める耐震性に関する基準に適合するよう行う工事

融資額 ・住宅部分の工事費の80%以内
・限度額1,000万円
詳しくは、www.jhf.go.jpで

金澤町家等の保存・活用

■ 町家再生活用事業

町家保全活用室 220-2311

○ 昭和25年以前に建築された町家の修復に補助します。

対象地区

- ・伝統環境保存区域、伝統環境調和区域
近代的都市景観創出区域の一部
(対象地区についてはお問い合わせください)

補助金額

- ・対象工事費の1/2 限度額150万円
- ・防災構造補強工事1/2 限度額250万円
(対象工事についてはお問い合わせください)

■ 伝統的建造物の耐震診断・設計補助

歴史建造物整備課 220-2208

○ 昭和25年以前に伝統構法で建築された建築物の耐震診断・設計に補助します。

対象地区

- ・伝統環境保存区域、伝統環境調和区域
近代的都市景観創出区域の一部
(対象地区についてはお問い合わせください)

補助金額

- ・耐震診断3/4 限度額30万円
- ・耐震設計2/3 限度額20万円

■ こまちなみ保存修景事業

歴史都市推進室 220-2311

○ 伝統的外観の修景や修復工事に補助します。

対象地区

- ・こまちなみ保存区域(10区域)
(対象地区についてはお問い合わせください)

補助金額

- ・対象工事の70%
(対象工事、限度額についてはお問い合わせください)

基準

- ・各区域で定める修景基準

高齢者等に対する支援

■ 要介護高齢者等の生活自立のための住まいづくり助成

長寿福祉課 220-2288

○ 要支援・要介護・障害のある方が生活するために行うバリアフリー工事費を補助します。

対象者

- ・介護保険制度で要支援、要介護と認定された方で
市内に居住する方
- ・身体障害者手帳1、2級交付者と3級交付者の一部

補助金額

- ・浴室、トイレ等の整備費
生活保護世帯補助率100% 限度額100万円
非課税世帯補助率90% 限度額70万円
所得税額5万円以下の世帯補助率70% 限度額50万円

※介護保険制度や重度障害制度による住宅改修の助成を受けることができる場合は、その額を上記限度額から控除した額となります。

■ 介護保険による住宅改修費の支給

介護保険課 220-2264

○ 要支援・要介護者が在宅で生活できるよう、住宅の改修費を支給します。

対象者

- ・介護保険制度で要支援、要介護と
認定された方で市内に居住する方

給付額

- ・改修工事費の9割を償還払い
- ・利用限度額20万円
(保険給付額18万円 自己負担額2万円)

■ 高齢者向け返済特例制度を利用したバリアフリーリフォーム融資

住宅金融支援機構お客様コールセンター 0570-0860-35

○ 高齢者の方が、ご自宅にバリアフリー工事を伴うリフォームを行うときに融資します。

対象者

- ・満60歳以上の方

返済方法 (返済特例)

- ・毎月の返済は利息のみ
- ・借入金の元金は死亡時に一括返済
詳しくは、www.jhf.go.jpで

融資額

- ・リフォーム工事費または1,000万円の
いずれか低い額

※連帯保証人となる(財)高齢者住宅財団が保証する額が上限

省エネルギー対策

住宅用太陽光発電システム等設置費補助 環境政策課 220-2507	▶	・ 50,000円（太陽電池出力2 kW以上） ※太陽光発電システムと併設する二酸化炭素 冷媒ヒートポンプ給湯器 20,000円
木質バイオマスストーブ設置費補助 環境政策課 220-2507	▶	・ 木質ストーブ購入費の1/2 【限度額：50,000円】
住宅用ガス高効率給湯器設置費補助 環境政策課 220-2507	▶	・ 40,000円（ガスエンジン給湯器） ・ 10,000円（潜熱回収型ガス給湯器）
住宅用燃料電池コージェネレーション システム設置費補助 環境政策課 220-2507	▶	・ 100,000円（定格運転時における 発電出力0.5～1.5kW）
生ごみ処理機器購入費補助 リサイクル推進課 220-2302	▶	・ 生ごみ処理機（1個まで）購入費の1/3 【限度額：20,000円】 （ディスポージャーのみのものは除く）
屋上等緑化助成制度 (財)金沢まちづくり財団 緑と花の課 220-2581 220-2358	▶	・ 屋上緑化及び壁面緑化 植栽経費、植栽基盤造成経費等緑化に関する経費の1/2 総限度額50万円、1㎡当たりの限度額5万円（壁面緑化は5千円） 金沢市中心市街地活性化基本計画における中心市街地内 の民間建築物を対象
ガス設備資金貸付事業 お客さまサービス課 220-2379	▶	・ 他の燃料から都市ガスに転換する工事費、機器 の入替資金を無利子で融資【上限：20万円】

その他

危険ブロック塀除却補助 建築指導課 220-2326	▶	・ 通学路等に面するブロック塀等の除却 1㎡につき3,500円【限度額：10万円】
既存建築物露出アスベスト分析調査費補助 建築指導課 220-2326	▶	・ 分析調査（アスベストの有無及びその含有率の 測定）補助率1/3 【限度額：3万円】
まちなみの修景に関する補助 景観政策課 220-2364	▶	・ 土塀の修復 70%【限度額:200万円】（各々対象区域あり） ・ 竹垣、土・板塀の設置 70%【限度額:50万円】 ・ 生け垣の整備 70%又は25%【限度額:50万円又は20万円】 ・ 高木の植栽 70%【限度額:30万円】
がけ地防災工事費等補助 がけ地対策室 220-2612	▶	◎こう配が30度を超える傾斜地で高さ3mを超えるがけ地等の防災工事費等に補助 ・ 防災工事 居室のある建築物に隣接するがけ地 補助率1/2【限度額600万円】 市管理の公共施設に隣接するがけ地 補助率3/4【限度額 なし】 ・ 抑制工事 居室のある建築物に隣接するがけ地 補助率1/2【限度額240万円】 市管理の公共施設に隣接するがけ地 補助率3/4【限度額360万円】 ・ 応急防災工事 居室のある建築物に隣接するがけ地 補助率1/2【限度額 60万円】 市管理の公共施設に隣接するがけ地 補助率3/4【限度額 90万円】 ・ 工事設計 居室のある建築物に隣接するがけ地 補助率1/2【限度額 75万円】 市管理の公共施設に隣接するがけ地 補助率3/4【限度額100万円】 ・ 地盤調査 補助率3/4【限度額100万円】

かなざわ定住推進ネットワーク

(事務局) 金沢市都市整備局定住促進部 住宅政策課 金沢市広坂1-1-1 TEL 076-220-2136 FAX 076-222-5119

●かなざわ定住推進ネットワークHP <http://www.kanazawa-sumai.net> E-mail info@kanazawa-sumai.net

●金沢市住宅政策課HP <http://www4.city.kanazawa.lg.jp/29101/jyuutaku/index.jsp> E-mail jyuutaku-s@city.kanazawa.lg.jp